

武蔵野市マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条
の3第1項の規定による登録に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、武蔵野市長が行うマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定によるマンション管理適正化支援法人の登録（以下「支援法人の登録」という。）について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 武蔵野市長は、支援法人の登録に係る方針を定めるまでの間、支援法人の登録を行わない。

付 則

この審査基準は、令和7年11月28日から施行する。